

意見案第5号

インフルエンザ流行期における感染症対策の充実を求める意見書

例年、季節性インフルエンザの流行期には、多数の発熱患者が発生しているが、専門家会議の見解によると、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を臨床的に鑑別することは困難であるとされている。

COVID-19については、これまで、帰国者・接触者相談センターでの相談を経た上で、帰国者接触者外来で診療という一定のルールの下で、診療・検査が実施されてきているが、今年も、秋冬期には、多数の発熱患者の発生が想定され、外来診療を担う医療機関では、患者の集中等により過度な負担が生じるおそれがある。このため、患者自らが地域のかかりつけ医等を活用するなど、自らが相談・受診先を選択することや、相談先のない者に対し適切な助言が可能な相談機関の確保が必要である。

よって、国においては、次のインフルエンザ流行に備え、COVID-19への対策との両立が図られるよう、次の事項について支援措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 休日夜間等も含め、地域の発熱患者が相談から診療、検査までを円滑に実施できるよう、地域における相談機関、診療医療機関の確保に努め、住民への情報提供を積極的に行うこと。
- 2 発熱患者の診療・検査を実施する医療機関の確保に向けて、施設設備整備や感染防止対策等に関する経費への支援の充実や、感染防護具の十分な供給を実施すること。
- 3 検体採取の際、飛沫感染のおそれのない検査方法やインフルエンザとCOVID-19を同時に検査できるキットの導入を図るなど、簡易な感染防止対策で実施できる検査手法を導入すること。
- 4 インフルエンザワクチンの十分な供給量を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

} 各通

北海道議会議長 村田 憲 俊